

短 報

厚生省では平成元年1月の公衆衛生審議会結核部会の意見具申を受け、同年4月1日から、結核患者の命令入所による入院適応の基準と、いわゆる初感染結核、①の適応基準を改正した。命令入所による入院適応の基準改正は昭和36年以来実に28年ぶりのことであり、①の適応の改正も昭和50年以来14年ぶりのことである。これらに関連した局長通達および公衆衛生審議会結核部会の意見具申の全文を以下に掲げる。

命令入所及び初感染結核通知

健 医 発 第 182 号

平成元年2月28日

都道府県知事
政令市長 殿
特別区長

厚生省保健医療局長

結核予防法による入所命令の対象及び命令入所の期間について

結核予防法による入所命令の対象及び命令入所の期間の取扱いについては、昭和36年9月29日衛発第772号厚生省公衆衛生局長通知「結核予防法による入所命令の対象及び命令入所の期間について」により実施されているところであるが、「結核医療の基準」（昭和61年3月厚生省告示第28号）の改正に伴う短期化学療法の導入等医療の進歩及び結核医療における菌検査重視の考え方を踏まえ、平成元年4月1日より下記のとおり取り扱うこととしたので、遺憾のないよう実施されるとともに、関係機関への周知方よろしく願います。

なお、昭和36年9月29日衛発第772号厚生省公衆衛生局長通知「結核予防法による入所命令の対象及び命令入所の期間について」は平成元年3月31日をもって廃止する。

記

1. 入所命令の対象について

入所命令の対象とする患者は、その居住環境から判断して同居者に結核を伝染させるおそれのある者であって、その医学的所見が

- (1) 菌陽性の肺結核患者
- (2) 喉頭結核で喀痰中に結核菌を認める患者等、特に感染性と考えられる肺外結核患者
- (3) 病状、経過から菌陽性と考えられる空洞性肺結核患者あるいは非空洞型であっても結核病学会病型分類の「b. 病巣の拡り」が2以上で菌陽性と考えられる肺結核患者

とする。

なお、「同居者」については、現状の社会状況に鑑み、家庭内同居とともに、学校、職場等社会生活の

中での接触者も含めて考えるものとする。

2. 命令入所の期間について

命令による入所を継続する期間は、喀痰等の検体による塗抹及び培養で少なくとも月1回結核菌検査を行い、塗抹及び培養検査とも結核菌が連続4か月陰性であることが確認されるまでの期間とするが、

- (1) 再治療例
- (2) 糖尿病合併症例
- (3) 塵肺合併症例
- (4) リファンピシン、イソニコチン酸ヒドラジドの1剤又は2剤に耐性が確認された場合、あるいはこれのいずれかの服用が不可能な例

のいずれかに該当する患者にあっては、結核菌の陰性期間4か月に、前記該当項目数が1項目の場合は3か月、2項目の場合は6か月、3項目以上の場合は9か月を加えた期間まで延長することができる。

ただし、病状、経過から菌陽性と考えられる肺結核患者に対し入所命令を行った場合には、命令による入所期間を3か月とし、喀痰等の検体による培養検査の結果、結核菌陰性と判明した場合は、その時点で入所命令を解除することを原則とする。

健医感発第20号

平成元年2月28日

各 { 都道府県 }
 { 政 令 市 } 衛生主管部(局)長 殿
 { 特 別 区 }

厚生省保健医療局疾病対策課

結核・感染症対策室長

初感染結核に対するINHの投与について

従来、中学生以下の者で一定の基準に該当する者は初感染結核として、結核予防法第34条の公費負担の対象として取り扱われてきたが、最近、義務教育終了後の者の中にも結核集団感染の場合などに、初感染結核の基準に該当する者が認められるので、初感染結核に対するイソニコチン酸ヒドラジド(INH)の投与対象者の基準を下記のように改めることとしたので、ご了知のうえ、関係機関への周知方よろしく願います。

記

1. 中学生以下の者に対する基準

- (1) 既往にBCG歴がなく、塗抹陽性患者と接触がある場合には、ツベルクリン反応発赤径の長径が10mm以上の者。

ただし、既往にツベルクリン反応陽性の記録がある者は除く。

- (2) 既往にBCG歴がなく、塗抹陽性患者と接触がない場合には、ツベルクリン反応発赤径の長径が30mm以上の者、あるいは初回のツベルクリン反応が29mm以下で、再ツベルクリン反応の結果がおおむね20mm以上の強陽性の者。

ただし、既往にツベルクリン反応陽性の記録がある者は除く。

- (3) 既往にはBCG歴があり、塗抹陽性患者と接触がある場合には、ツベルクリン反応発赤径の長径が30mm以上で結核感染が強く疑われる者。
- (4) 既往にBCG歴があり、塗抹陽性患者と接触がない場合には、ツベルクリン反応発赤径の長径が40mm以上で最近の結核感染が強く疑われる者。

(5) 既往に化学療法がなく、エックス線写真で結核病学会分類Ⅳ型の所見を認める者及びⅤ型の所見を認める者の一部。

2. 義務教育終了後29歳以下の者に対する基準

義務教育終了後29歳以下の者については、当該年齢層に対するツベルクリン反応検査の経験が我が国では比較的少なく、結核集団感染の場合以外には結核感染者を選定することが困難であるので、原則として結核集団感染で感染が疑われる者とする。

ただし、感染源と疑われる患者が塗抹検査で大量の菌（ガフキー3号以上）を排菌しており、激しい咳を続け、かつ、当該年齢層の者と密接な接触をしており、結核感染が強く疑われる場合には、結核集団感染の場合以外であっても、対象とすることが望ましい。

なお、上記1及び2の対象者については、結核登録票に㊦のマークを付して他の患者と区別し、結核サーベイランスの入力に際しては、別掲とされたい。

公衆衛生審議会意見具申

平成元年1月27日

厚生大臣 小泉純一郎 殿

公衆衛生審議会
会長 山口正義

「結核予防法による入所命令の対象及び命令入所の期間について」及び
「初感染結核に対するINHの投与について」の取扱いについて
(意見具申)

当審議会結核予防部会では、昭和62年12月4日以降、結核予防法による命令入所の取扱い及び初感染結核に対するINH投与の取扱いについて慎重に検討を行った結果、下記の通りの結論を得たので具申する。

記

1. 結核予防法による入所命令の対象及び命令入所の期間について

結核予防法による入所命令については昭和36年厚生省公衆衛生局長通知「結核予防法による入所命令の対象及び命令入所の期間について」により実施してきたが、短期化学療法の導入等の医療の進歩及び結核医療における菌検査重視の考え方を踏まえ、別紙(1)案の通り改正するのが適当であるとの結論を得た。

2. 初感染結核に対するINHの投与について

従来、中学生以下の者で一定の基準に該当する者は初感染結核として、結核予防法第34条の公費負担の対象として取り扱われてきたが、最近、義務教育終了後の者の中にも結核集団感染の場合などに、上述の基準に該当する者が認められる例も見られるようになったので、初感染結核に対するヒドラジド（以下「INH」という。）の投与については別紙(2)案の通り改正するのが適当であるとの結論を得た。

別紙(1)

結核予防法による入所命令の対象及び命令入所の期間について

1. 入所命令の対象について

入所命令の対象とする患者は、その居住環境から判断して同居者に結核を伝染させるおそれのある者で

あって、その医学的所見が Ⅰ) 菌陽性の肺結核患者 Ⅱ) 喉頭結核で喀痰中に結核菌を認める患者等、特に感染性と考えられる肺外結核患者 Ⅲ) 病状、経過から菌陽性と考えられる空洞性肺結核患者、あるいは非空洞型であっても結核病学会病型分類中「b. 病巣の拡り」が2以上で菌陽性と予想される肺結核患者とする。

2. 命令入所の期間について

命令による入所を継続する期間は、塗抹検査及び喀痰培養検査で結核菌が4カ月陰性であることが確認されるまでの期間とするが、Ⅰ) 再治療例 Ⅱ) 糖尿病合併症 Ⅲ) 塵肺合併症 Ⅳ) リファンピシン(以下「RFP」という。)INHの1剤又は2剤に耐性が確認された場合、あるいはこれのいずれかの服用が不可能な例のいずれかに該当する患者にあっては、結核菌の陰性期間4カ月に、前記該当項目が1項の場合3カ月、2項の場合6カ月、3項以上の場合9カ月を加えた期間まで延長することができる。

ただし、病状、経過から菌陽性と考えられる空洞性肺結核患者あるいは非空洞型であっても結核病学会病型分類中「b. 病巣の拡り」が2以上で菌陽性と予想される肺結核患者に対し入所命令を行った場合には、入所命令期間を3カ月とし、喀痰培養検査の結果、陽性ならば菌陽性の肺結核患者として取り扱うこととし、陰性と判明した場合はその時点で入所命令を解除することを原則とする。

別紙(2)

初感染結核に対するINHの投与について

従来、初感染結核に対するINHの投与については、中学生以下を結核予防法の公費負担医療の対象としていたが、適応年齢を29歳以下に改め、その適用基準を以下の通り改める。

(1) 中学生以下の者に対する基準

- ア 既往にBCG歴がなく、塗抹陽性患者と接触がある場合には、ツベルクリン反応発赤径の長径が10mm以上の者。ただし、既往にツベルクリン反応陽性の記録がある者は除く。
- イ 既往にBCG歴がなく、塗抹陽性患者との接触がない者では、ツベルクリン反応発赤径の長径が30mm以上の者、あるいは初回のツベルクリン反応が29mm以下で、再ツベルクリン反応の結果が強陽性の者(おおむね20mm以上)。ただし既往にツベルクリン反応陽性の記録がある者は除く。
- ウ 既往にBCG歴があり、かつ塗抹陽性患者との接触がある場合には、ツベルクリン反応発赤径の長径が30mm以上で結核感染が強く疑われる者。
- エ 既往にBCG歴があり、塗抹陽性患者との接触が認められない場合には、ツベルクリン反応発赤径の長径が40mm以上で最近の結核感染が強く疑われる者。
- オ 既往に化学療法がなく、X線写真で結核病学会分類Ⅳ型の所見を認める者及びⅤ型の所見を認める者の一部。

(2) 義務教育終了後29歳以下の者に対する基準

ツベルクリン反応検査成績の解釈が難しいので、原則として結核集団感染で結核感染が強く疑われる者とし、その他の場合は特に必要と考えられる例外的なもののみとする。

なお、BCG既接種者では結核感染の有無の判断が難しいことが多いので、不必要にINHを投与することがないように慎重に判断すること。

(参考)

1. 初感染結核

初感染結核という言葉は、学問的には結核初感染に引き続いて発症する結核症、つまり肺門リンパ節腫脹、双極性浸潤などを意味する言葉であるが、ここでは「比較的最近結核に感染したと考えられる者などで発病の危険が高い者」を意味しており、このため⑩という特別の略語を用い、日本結核病学会X線病

型のH型などと区別している。学会分類では⑩のほとんどすべては0型であり、一部にV型あるいはIV型の者がみられる。

2. 公費負担医療の内容

この場合、医療の内容としてはINH単独を6カ月間投与する方法を原則とする。結核医療の基準ではINH耐性菌の感染を受けた例ではRFP単独投与することを認めているが、このような例は例外的なものである。

3. 29歳以下とした考え方

INHの副作用による肝機能障害は年齢が高くなるほど出現率が高くなると報告されていること及び我が国の現状ではツベルクリン検査により発病率の高い群を選定できるのは20歳代までであり、30歳を超えると、対象者の選定が困難であることから、29歳以下の者を対象とすることとした。

ただし、投薬時に食欲不振、悪心、嘔吐、黄疸などの肝機能障害を思わせる症状の有無を問診し、何れかの症状がある場合には肝機能検査を行う。